

東京都立大学図書館本館寄贈図書取扱要綱

6都立大管学情第273号

制定 令和6年12月1日

(趣旨)

第1条 この取扱要綱は、東京都立大学図書館本館（以下「図書館本館」という。）に寄贈の申出があった資料のうち、東京都立大学図書館本館選書基準（以下「選書基準」という。）が定める第6条第1項第1号図書資料に該当する資料（以下「寄贈図書」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 図書館本館の管理運営に関する業務を担う学術情報基盤センター（以下「センター」という。）は、選書基準に基づき寄贈図書の選定・受入を行う。

(寄贈対象者)

第3条 センターは、原則として次の者から寄贈図書を受け付ける。

- (1) 東京都立大学（以下「本学」という。）に在籍する教職員
- (2) (1)の共同研究者
- (3) 本学の元教員
- (4) 出版者、学協会、研究機関等（そのいずれかが発行する資料の著者含む）
- (5) その他学術情報基盤センター長が必要と認める資料を提供する者

(寄贈受付)

第4条 寄贈図書の受付は、次の方法で行う。

- (1) 寄贈図書は、寄贈者又はその代理人が事前に図書館本館所蔵資料との重複調査を行った上で、未所蔵のものについて図書館本館に郵送又は持参するものとし、センターは寄贈にかかる費用を負担しないものとする。
- (2) 寄贈図書が10点以上ある場合は、寄贈者は事前に図書館本館に連絡するものとし、センターが了承した場合のみ寄贈図書を郵送又は持参するものとする。
- (3) 寄贈図書の受領書は原則として交付しないものとする。
- (4) 礼状の送付は原則として行わないものとする。
- (5) 受入可否の結果及び理由の通知は行わないものとする。

(受入基準)

第5条 寄贈図書の選定は、選書基準に基づきセンターが行う。ただし、選書基準で定めるもののほか、次に掲げる条件を考慮する。

- (1) 寄贈者から寄贈のための条件が課せられていないこと
- (2) 管理、運用及び処分を図書館本館に一任されたものであること
- (3) 汚破損・劣化・書込み等がなく、図書館での利用に耐えうる資料であること

(寄贈図書の取扱い)

第6条 受入を決定した寄贈図書は、東京都公立大学法人学術資料管理規程に基づき取り扱う。

2 受入しないと決定した寄贈図書は、原則として寄贈者への返却は行わない。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。